

大震災における原子力発電所の事故による被害で避難を余儀なくされている皆様へ

地方税の軽減措置等を受けられます

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。

軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、栃木県税事務所、又は下野市税務課にお問い合わせください。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。

●問い合わせ先

栃木県税事務所
市税務課

☎ 0282(23)3411
☎ 0285(40)5554

	税制上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、住民税等の減免を受けることができます。避難元の市町村にご相談ください。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市税	固定資産税・都市計画税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

平成24年度から前納報奨金が廃止になります

平成24年度から個人の市県民税及び固定資産税・都市計画税の「前納報奨金」が廃止になります。

この制度は、納税意識の高揚や税収の早期確保などを目的に創設されたものですが、市県民税を給与・年金から天引きされている特別徴収者には適用されないことや、一括納付したくても資力のない方には恩恵がなく、不公平感が生じていることから、すでに多くの自治体がこの制度を廃止しています。

このような状況を踏まえ、本市におきましても、平成24年度より前納報奨金を廃止することにしました。

制度廃止にご理解をいただき、今後とも、市税の納期内の納付にご協力をお願いいたします。

なお、前納報奨金制度は廃止いたしますが、今までどおり納付書又は口座振替による全期前納（一括納付）はできますので、引き続き、早期納税にご協力をお願いいたします。

◎口座振替の申し込みをさ

11月・12月は市町村税徴収強化月間です！

栃木県では、納税の公平と税収の確保を図るため、11月と12月を「市町村税徴収強化月間」として、各市町との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

●問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554

●問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554

県や市は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。納期限内の自主的な納付をお願いします。